

関西電力からの報告の概要  
(12日13時30分までに受けたもの)

- 3台ある蒸気発生器(以下「SG」という。)の伝熱管全数(※1)について、健全性を確認するためECTを実施(SGに係る定期事業者検査期間は平成30年9月10日から平成30年9月12日。)
  - その結果、C-SGの伝熱管1本の高温側管板(※2)部で、きず等の存在を示す有意な信号指示(以下「欠陥指示」という。)が認められたことから、10時52分、実用炉規則第134条第3号に定める、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行った場合において当該機器等が技術基準規則第18条及び第56条に定める基準(※3)に適合していないと認められたときに該当すると判断。
  - 伝熱管に欠陥指示が認められた原因については、過去の調査結果等から、SG製造時に当該伝熱管を管板部で拡張する際、伝熱管内面で引張り応力が発生し、これが運転時の内圧と相まって、伝熱管内面から応力腐食割れが発生・進展したものと推定。
  - 欠陥指示が認められたSG伝熱管1本については、今後、高温側及び低温側のSG管板部で施栓し使用しないこととする。
  - また、A、B-SGの伝熱管については、欠陥指示は認められなかった。
  - なお、A-SGの伝熱管1本に外面からの微少な減肉と見られる判定基準(※4)を下回る信号指示が認められ、当該箇所を小型TVカメラで点検したところ、伝熱管と支持板の間に異物を確認した。減肉が確認された伝熱管についても予防保全として施栓するとともに、異物についてはSG内から取り出し詳細調査を行う。
  - 本事象による環境への放射能の影響はない。
- ※1 過去に施栓した伝熱管を除きA-SGで3,273本、B-SGで3,248本、C-SGで3,263本、合計9,784本。
- ※2 伝熱管が取り付けられている部品。伝熱管と管板で1次冷却材と給水の圧力障壁となる。
- ※3 使用中の亀裂等による破壊の防止に係る基準。第18条は安全上重要な機器等、第56条は常設重大事故等対処設備を対象。
- ※4 判定基準の伝熱管肉厚の20%以上の深さのきずで欠陥指示となる。